

韓国特許出願の第三者による情報提供制度

2012年12月10日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

情報提供制度は、韓国特許出願について、誰でも、その出願の特許付与を阻止する情報を提供できるようにすることによって、審査官による審査がより適正に行われるようにする制度です。

手続および費用の観点からも、情報提供は無効審判と比較して、特許出願が特許付与されることを防ぐ有効な方法とされています。以下に、情報提供制度の内容について説明します。

【全4頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 ：新井 孝政（大阪本部在籍）
外国専門部長代理 ：岡部 泰隆（大阪本部在籍）
TEL ：06 - 6351 - 4384（代表）
E-Mail ：iplaw-osk@harakenzo.com

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.